

令和8年度諏訪市地震総合防災訓練 豊田地区訓練概要(案)

1. 日 時：令和8年8月30日（日） 午前中

2. 訓練参加者：豊田地区

3. 訓練場所：（1）各地区の一次避難所

（2）広域避難所 諏訪市立豊田小学校（以後「豊田小」と表記。）

（3）その他 デイサービスセンター西山の里、豊田公民館

4. 訓練概要：南海トラフ地震を想定し、地震発生後に地区ごとの一次避難所での訓練を実施、その後、開設された広域避難所へ移動し、避難所開設・運営訓練を実施する。

5. 訓練の流れ

時間	想 定	訓練内容	参加者
7:00	臨時情報（巨大地震注意）	地震に備えての警戒態勢	地区役員等
7:30	南海トラフ地震発生	地区訓練（一次避難所開設訓練）	区民
8:30	広域避難所への移動	豊田小への移動	主会場訓練参加者
9:00	避難所開設訓練	避難者・防災士・市職員などの共同による避難所開設訓練	主会場訓練区民参加者 災害協定締結団体等
9:45	避難所運営訓練	避難者による避難所運営訓練	市職員
10:45		閉会式	主会場訓練参加者全員
11:00		訓練終了	

6. 訓練詳細

（1）地区・自主防災組織役員等による地震に備えての警戒態勢

南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意により、地区・自主防災組織の役員等は警戒態勢として一次避難所に集合し、次のような対応をしてください。（例）

- ・一次避難所開設のための物品等の確認。
- ・施設内の家具等の固定確認、高いところの物品の移動等。
- ・区民台帳等の用意、災害時要配慮者の確認。
- ・住民への呼びかけ（地震への備え、安全な防災行動、家族内の安否確認手段の徹底、等）
- ・地区内危険箇所（崖等）の見回り

（2）南海トラフ地震発生に伴う地区訓練

各地区にて一次避難所を開設し、地区の事情に合わせた訓練を実施してください。

地区の事情にもよりますが、実施していただきたい項目（例）は次のとおりです。

・避難、誘導訓練－※ 本年の重点事項：各個人に適した非常持出し袋の携行

・一次避難所開設訓練－避難所開設についての詳細は、8 参考資料をご覧ください。

・地区内状況調査訓練 ・安否確認訓練 ・初期消火訓練等災害対応訓練

※ 本年の重点事項として、区民の皆さんに、各ご家庭での非常用備蓄品の準備（7 日分）について周知をお願いします。

(3) 広域避難所(豊田小)への移動

本訓練では、8時30分頃に豊田地区に対し豊田小への避難指示が防災行政無線放送等で行われます。9時からの豊田小での広域避難所開設訓練に間に合うよう移動願います。

- ・災害時の原則は歩いての避難となりますが、本訓練では時間調整のため車両での移動も可能です。車両で移動の際は、慌てずに事故等に注意してご移動ください。
- ・豊田小では誘導員の指示により、駐車場所に駐車してください。
- ・災害時は、避難所の開設準備が終わるまで校庭等での待機となりますが、今回の訓練では住民の皆さんにも開設準備を行っていただくため、いったん体育館内にお集まりください。

(4) 広域避難所開設訓練・運営訓練への参加・見学

- ・各地区10名程度以上のご参加をお願いします。(地区規模により応相談)
- ・事前に主会場への参加を依頼された区民の方以外でも、ご希望のある方は主会場訓練への参加や見学ができますのでお越しください。
- ・現在予定している主会場での訓練は次のとおりです。

(数字は、「諏訪市地震総合防災訓練要領」内の訓練番号です。)

②応急危険度判定訓練	建築士会による、避難所の危険度判定訓練	見学
③炊き出し訓練	諏訪赤十字奉仕団による炊き出し訓練 避難所の食事体験として、炊き出しの実食	体験・見学
④車両誘導訓練	諏訪警察署の指導の下、職員による車両誘導訓練	見学
⑤情報収集訓練	諏訪広域ドローン協力会の協力のもと、ドローンによる情報収集を想定した訓練	見学
⑥給水訓練	市水道局による避難所における飲料水の給水所を開設 避難者は給水袋への給水の体験を行う	体験・見学
⑦臨時電話・通信設備開設訓練	N T T 東日本により、災害時の電話回線の混雑、 使用不可の状況を想定した臨時電話の設置訓練	体験・見学
⑧電源供給訓練	電気自動車からの避難所使用機材への電源供給訓練	見学
⑨防災グッズ展示	防災時に役立つグッズや非常用持出品の展示・紹介	見学
⑩土砂災害パネル展示	諏訪建設事務所による過去の土砂災害事例の展示	見学
⑪広域避難所開設訓練	広域避難所の開設訓練。詳細は(5)に記載。	訓練・体験・見学
⑫広域避難所運営訓練	広域避難所の運営訓練。詳細は(6)に記載。	訓練・体験・見学
⑬福祉避難スペース開設訓練	避難所の開設・運営訓練にあわせ、避難所内に福祉避難スペースを開設する訓練	体験・見学
⑭福祉避難スペース拡張訓練	要配慮者の増加に対する、福祉避難スペースの拡張(豊田公民館)を行う訓練	体験・見学
⑮医務室(保健室)開設訓練	市保健班により、避難所内の傷病者を想定した医務室を開設する訓練	体験・見学

⑯救急搬送訓練	避難所で発生した傷病者を医療機関へ搬送する訓練	体験・見学
⑰避難所・本部 間通信訓練	情報広報班によるオンラインでの通信訓練	体験・見学
⑳要配慮者 移送訓練	避難所の福祉スペースから福祉避難所への移送訓練	見学

(5) 広域避難所開設訓練について

- ① 避難所開設の方法や注意事項を聞いていただきます。
- ② 開設方法の説明後、防災士の方や市避難所担当職員とともに、避難所開設任務分担カードや開設マニュアルにより、避難所開設訓練に参加・見学していただきます。

(6) 広域避難所運営訓練について

- ① 広域避難所の運営方法について説明を聞いていただきます。
- ② 簡易トイレ、トイレ用テント、パーテーション、簡易ベッドなどについて、実際に訓練を行います。
- ③ 関係機関の展示などを見学していただきます。

(7) 閉会式

- ・主会場の訓練終了時に閉会式を行いますのでご参加ください。
- ・諏訪赤十字奉仕団による炊出しは閉会式時に配布します。

7. その他

- (1) 当日、体調不良の場合、各訓練の参加予定者は各自の判断により参加を見送ってください。
- (2) 訓練参加者は汚れても問題ない動きやすい服装で参加してください。
- (3) 上履き用の運動靴（又はスリッパ等）、及び下足入れ（ビニール袋等）をご持参ください。
- (4) 訓練中、貴重品は携行し、各自で管理をしてください。

8. 参考資料

(1) 避難所開設チェック表（例）

チェック項目		チェック内容
☐	①避難者の有無の確認、避難者の安全確保	・避難者の有無を確認する。 ・開設準備中は、駐車場等での待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する。（ただし、施設の安全確認後とする）
☐	②避難施設の安全確認	・浸水・洪水、土砂災害、火災等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の安全性の確認（目視） ・建物が危険でないか点検する。 ・ガス漏れがないか確認する。 ・危険箇所には、張り紙やロープ等を張り表示する。 ・駐車場、および避難所周辺の道路状況の確認
☐	③ライフライン使用可否（水道・電気等）	ライフラインの使用可否について確認する ・上水道、下水道 ・電気 ・電話 ・ガス ・放送設備
☐	④水洗トイレの使用可否	・排水ができないトイレは即座に封鎖する。（簡易トイレで代用） ・排水はできるが水が流れない場合は一時封鎖する。（トイレ用水を確保してから使用開始する。）
☐	③機材、物資の確認	・備蓄倉庫 ・運営用備品 （物品が不足していたら、市の補助金を利用し整備してゆく）
☐	④利用室内の確認	・避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。 ・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙やロープ等を張る。 ・机、いす等の片付けや破損物等の有無の確認を行い、利用室内の安全性の確認を行う。 ・下履きと上履きの境を明確化する。
☐	⑤情報収集手段の確立	・テレビを設置する。テレビが設置できない場合はラジオを設置する。 ※原則、テレビはNHK 総合、ラジオはNHK 第1(1584KHz) 又は、LCV-FM 臨時災害放送局(76.9MHz)とする。 ・特設公衆電話の設置及び通信確認。 ・パソコンのネットワークを確認する。
☐	⑥受付の設置	・受付の設置場所 ⇒ 長机、いす、筆記用具、消毒用品等の準備 ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
☐	⑦避難所看板設置	・門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

※ 避難所の開設については、「諏訪市広域避難所等開設マニュアル」を参考にしてください。
（マニュアルはホームページでご覧いただけます。）

※ 同様に避難所の運営については、「諏訪市広域避難所等運営マニュアル」をご覧ください。
今回の訓練内の広域避難所運営訓練も、このマニュアルに沿って行います。

（２）避難所について

① 一次避難所

- ・災害発生のおそれがある場合に、差し当たりの安全を確保する場所又は施設。
- ・諏訪市では指定されている地区公民館等がこれにあたります。
- ・一次避難所の開設、運営は原則地区の判断で実施されます。

② 広域避難所（指定緊急避難場所）

- ・災害の危険が切迫した緊急時に、安全を確保する場所又は施設
- ・余震の影響も含め、建物の安全確認ができていない場合は、これらの施設のグラウンドや駐車場が緊急避難場所となります。

③ 広域避難所（指定避難所）

- ・災害が発生した後に、自宅で生活できない被災者が一定期間避難生活する施設
- ・災害の種類や規模、施設の状況により、災害対策本部が広域避難所を開設します。
- ・避難指示等が出た場合でも、すべての広域避難所が開設されるわけではありません。
- ・開設された広域避難所は、防災行政無線、防災メール、市のホームページや **LINE** 等でお知らせしますので、開設された避難所を確認し避難してください。

④ 福祉避難所

- ・広域避難所の福祉避難スペースでの生活が困難な、特に配慮を要する方のための避難所です。
- ・全ての要配慮者の方が入れるわけではありませんので、ご注意ください。

（３）南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフ想定震源域内で地震等の異常な現象が観測された場合、その現象が南海トラフ巨大地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表します。その結果、マグニチュード 8.0 以上と評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、マグニチュード 7.0 以上又はゆっくりすべりと評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されます。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）」が発表された場合は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された状態であり、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間、地震発生に注意した行動をとることが重要となります。